

# 熊本市公報

## 第 1357 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次 告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 531 号）	1053
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 532 号）	1053
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 （精神通院医療）の指定（告示第 533 号）	1054
○平成 25 年度熊本市有料レンタサイクル社会実験に係る自転車貸出料の収納事務委託 （告示第 534 号）	1054
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 536 号）	1054
○放置自転車の移動及び返還（告示第 537 号）	1055
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 538 号）	1056
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービ 事業者の指定（告示第 540 号）	1056
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 541 号）	1057
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 542 号）	1057
○放置自転車の売却等（告示第 544 号）	1057
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 545 号）	1058
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 547 号）	1058
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 548 号）	1059
○平成 24 年度及び平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 550 号）	1059
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 551 号）	1060
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 552 号）	1060
○県道の区域変更（告示第 554 号）	1060
○平成 25 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達及び納期限の変更 （告示第 556 号）	1061
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 557 号）	1061

### 公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による新設届出（公告第 503 号）	1062
○開発行為に関する工事の完了（公告第 505 号）	1063
○都市公園の供用開始（公告第 511 号）	1063
○開発行為に関する工事の完了（公告第 512 号）	1063
○開発行為に関する工事の完了（公告第 514 号）	1064
○開発行為に関する工事の完了（公告第 516 号）	1064
○都市公園の供用開始（公告第 522 号）	1064

○農用地利用集積計画の策定（公告第 524 号）	1065
○開発行為に関する工事の完了（公告第 526 号）	1065
○開発行為に関する工事の完了（公告第 527 号）	1065
<b>中 央 区</b>	
○住民票の職権消除（中央区告示第 11 号）	1065
○住民票の職権消除（中央区告示第 12 号）	1066
<b>上 下 水 道 局</b>	
○公共下水道の供用開始（上下水道局告示第 45 号）	1066
<b>病 院 局</b>	
○熊本市立熊本市民病院院内保育所の管理に関する規程の一部を改正する規程（病院局 規程第 12 号）	1067
<b>監 査</b>	
○包括外部監査人の補助者選任（監委告示第 1 号）	1067
<b>農 業 委 員 会</b>	
○熊本市農業委員会総会の招集（農委公告第 6 号）	1068

<b>告 示</b>
------------

告示第 5 3 1 号

平成 2 5 年 7 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
8 月 6 日（火）	南部万年青会館 外側通路部分
	川尻
8 月 7 日（水）	日吉小学校 正面玄関前
	日吉・日吉東・力合・城南

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午まで  
午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

## (1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

## (2) 所在場所検査に該当する特定計量器

- ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
- エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。
- オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

## (3) 検査期間

平成 2 5 年 8 月 1 日（木）から平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日（金）まで

告示第 5 3 2 号

平成 2 5 年 7 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び同法第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
-----------	-------------	--------------------------	-------	---------

43901 00958	小規模多機能居宅介護 みやび苑 熊本市南区八幡八丁目4-20	有限会社 トータルライフケア 熊本市南区富合町南田尻471 代表取締役 奥村 好誠	平成25年4月1日	小規模多機能居宅介護
43901 00958	小規模多機能居宅介護 みやび苑 熊本市南区八幡八丁目4-20	有限会社 トータルライフケア 熊本市南区富合町南田尻471 代表取締役 奥村 好誠	平成25年4月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護

## 告示第 5 3 3 号

平成 2 5 年 7 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	熊本調剤薬局 平成店	熊本市南区平成二丁目3番28号	平成25年7月1日 ～ 平成31年6月30日
2	シモカワ黒髪調剤薬局	熊本市中央区黒髪六丁目13-30	平成25年7月1日 ～ 平成31年6月30日
3	山下内科医院	熊本市西区二本木一丁目2の30	平成25年7月1日 ～ 平成31年6月30日

## 告示第 5 3 4 号

平成 2 5 年 7 月 1 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、平成25年度熊本市有料レンタサイクル社会実験の自転車の貸出料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 受託者

熊本市中央区新町二丁目11-6

染物と宿の中島屋

代表 中島 浩二

## 2 委託期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

## 3 委託する歳入の種類

平成25年度熊本市有料レンタサイクル社会実験の自転車の貸出料

## 告示第 5 3 6 号

平成 2 5 年 7 月 2 日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
6月3日	はり札等	3	小山	6月4日
6月6日	はり札等	1	戸島	6月7日
6月7日	はり札等	1	迎町	6月8日
6月11日	はり札等	15	本山・麻生田・植木	6月12日
	立看板等	1	植木	
6月24日	はり札等	6	麻生田・新地・長嶺	6月25日
	立看板等	1	新地	
6月25日	立看板等	2	下南部	6月26日
6月27日	はり札等	1	世安町	6月28日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 537 号

平成 25 年 7 月 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

## (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 6 月 17 日 西区海路口町

イ 平成 25 年 6 月 18 日 手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、新市街エリア、北区植木町舞尾、並木坂エリア、上通りエリア

ウ 平成 25 年 6 月 19 日 武蔵塚周辺、武蔵塚駅前駐輪場、中央区出水三丁目 2、中央区段山町

エ 平成 25 年 6 月 20 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、高橋公園、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア、東区尾上二丁目 14

オ 平成 25 年 6 月 21 日 西区上代五丁目 19

カ 平成 25 年 6 月 24 日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア、新市街エリア、中央区保田窪一丁目 2、水道町エリア、西区春日二丁目 9

キ 平成 25 年 6 月 25 日 東海学園駅前、健軍ピアクレス、西区上熊本一丁目 9

## (2) 保管の場所 平成自転車保管所

## (3) 保管の期間 平成 25 年 10 月 2 日まで

## 2 移動・保管台数

自転車 174 台

- 3 返還事務を行う曜日・時間  
月曜日から土曜日まで  
午前10時から午後4時30分まで  
日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項  
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）  
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）  
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

---

告 示 第 5 3 8 号

平成 25 年 7 月 2 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称  
平野区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「永井 義孝」を「横田 能明」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区植木町平野464番地2」を「熊本市北区植木町平野411番地1」に改める。

---

告 示 第 5 4 0 号

平成 25 年 7 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
  - (1) えがお  
熊本市西区八島二丁目10番21号
  - (2) ケアサポート和み  
熊本市北区植木町一木670-33
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 株式会社アソート  
熊本市東区健軍一丁目38番13号 宮下 武
  - (2) 有限会社マイブック  
熊本市東区湖東三丁目17番38-1号 志賀 隆二
- 3 指定年月日  
平成25年7月1日
- 4 障害福祉サービスの種類
  - (1) 就労継続支援B型
  - (2) 居宅介護、重度訪問介護
- 5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 知的障害者、精神障害者
- (2) 身体障害者、精神障害者、難病患者

---

告 示 第 5 4 1 号

平成 25 年 7 月 3 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) ぶーやん 2 号  
熊本市東区新外一丁目 3-90
- (2) 三気の家  
熊本市北区室園町 20-40

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 株式会社 ヒューマンネット  
香川県高松市木太町 4284 番地 8 鎌倉 美智代
- (2) 社会福祉法人 三気の会  
熊本県菊池郡大津町森 54-2 植原 隆継

3 指定年月日

平成 25 年 7 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

- (1) 放課後等デイサービス
- (2) 保育所等訪問支援

5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 障害児
- (2) 障害児

---

告 示 第 5 4 2 号

平成 25 年 7 月 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

中尾自治会

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「牧野 吉生」を「牧野 隆一」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「熊本市北区植木町富応 886 番地 3」を「熊本市北区植木町富応 881 番地」に改める。

---

告 示 第 5 4 4 号

平成 25 年 7 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 25 年 7 月 5 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 105 台

告 示 第 5 4 5 号

平成 25 年 7 月 5 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称  
古閑区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 目的

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理」を

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他目的達成に必要なこと」に改める。

## (2) 区域

「本会の区域は、富合町大字古閑の区域とする」を「本会の区域は、熊本市南区富合町古閑の区域とする」に改める。

## (3) 主たる事務所の所在地

「本会の事務局は、古閑区公民館（熊本市富合町古閑裏免 774-4 番地）に置く」を「本会の主たる事務所は、熊本市南区富合町古閑 774-4 番地（古閑区公民館）に置く」に改める。

告 示 第 5 4 7 号

平成 25 年 7 月 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09748	デイサービス あい工房木村屋 新町店 熊本市中央区新町三丁目 4 番 2 号 兵庫屋ビル 2 階（203・205 号室）	株式会社あい工房木村屋 熊本市中央区帯山五丁目 22 番 4 号 代表取締役 木村 良江	平成 25 年 7 月 4 日	通所介護



なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	5 月期	9 人
	4 月期	2 人
平成 24 年度	3 月期	2 人
	2 月期	3 人
	1 月期	3 人
	1 2 月期	2 人
	1 1 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 7 月 19 日

告 示 第 5 5 1 号

平成 25 年 7 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	5 月期	169 人
	4 月期	50 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 7 月 19 日

告 示 第 5 5 2 号

平成 25 年 7 月 10 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 25 年度	介護保険料	6 月期	平成 25 年 7 月 31 日	公示送達者 1 人（登載省略）
		7 月期	平成 25 年 7 月 31 日	

告 示 第 5 5 4 号

平成 25 年 7 月 11 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
一般県道	小池竜田線	東区小峯二丁目2612番12地先から 東区小峯二丁目2612番587番地先まで	旧	77.7 ～ 23.1	55.4
		東区小峯二丁目2612番12地先から 東区小峯二丁目2612番583番地先まで	新	26.7 ～ 23.1	55.4

告 示 第 5 5 6 号

平成 25 年 7 月 12 日

平成 25 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 第 2 期納期限

平成 25 年 7 月 31 日

## 2 納税通知書の送達を受けるべき者（登載省略）

北 区 33 人

西 区 43 人

中央区 55 人

東 区 24 人

南 区 38 人

告 示 第 5 5 7 号

平成 25 年 7 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 団体の名称

飽田東校区第 6 町内自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者

「松永修身」を「古閑徳幸」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本市南区浜口町 15 番地 1」を「熊本市南区孫代町 177 番地 1」に改める。

公 告
-----

公告第 503 号

平成 25 年 7 月 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 1 月 3 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス近見店

熊本市南区近見七丁目 1691 番 1 の一部

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

## 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 25 年 1 月 13 日（開店希望日）

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 636 平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側及び東側 66 台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 6 台

建物東側 15 台 合計 21 台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 50 平方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側 10.91 立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 10 時から午後 10 時まで

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2 箇所 建物敷地北側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

## 8 届出年月日

平成25年6月21日

## 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成25年7月3日から平成25年11月3日まで

公告第505号

平成25年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区奥古閑町字築添4474番1

495.12平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区馬渡二丁目4番18号 サンフラワー竹田103

木下 透

公告第511号

平成25年7月5日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

## 1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・642	舞原東3号公園	熊本市南区城南町舞原59番13
2・643	谷尾崎東公園	熊本市西区谷尾崎町470番20
2・644	舞原西6号公園	熊本市南区城南町舞原279番25

## 2 供用開始の期日

平成25年7月5日

公告第512号

平成25年7月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町古閑字四反田926番1、926番7、926番9、926番11、989番2の一部

883.55平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本県宇土市城之浦町108番地7  
 中熊 雄一

公告第514号

平成25年7月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

登載省略

公告第516号

平成25年7月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 熊本市西区沖新町字今新開割665番7  
 417.56平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市南区野口四丁目3番22号 中村ハイツ201号  
 石山 慎二

公告第522号

平成25年7月11日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

- 1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・645	春日六丁目みはらし公園	熊本市西区春日六丁目1924番1外

- 2 供用開始の期日  
 平成25年7月11日

## 公 告 第 5 2 4 号

平成 25 年 7 月 1 2 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 4 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

## 公 告 第 5 2 6 号

平成 25 年 7 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西七丁目 2705 番

2, 772. 70 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区京塚本町 48 番 34 号

株式会社 環境都市開発

代表取締役 林 裕之

## 公 告 第 5 2 7 号

平成 25 年 7 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山四丁目 1285 番の一部及び里道

902. 23 平方メートル（2 工区）

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区保田窪本町 4 番 32 号

有限会社 クリエイト

代表取締役 原本 栄興

**中 央 区**

## 中央区告示第 11 号

平成 25 年 7 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 7 月 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 12 号

平成 25 年 7 月 11 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 7 月 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

## 上下水道局

上下水道局告示第 45 号

平成 25 年 7 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 7 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 25 年 7 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
  - (1) 中部処理区  
西区春日六丁目の一部
  - (2) 西部処理区  
西区上代一丁目の一部
  - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区楡木三丁目の一部
  - (4) 植木処理区  
北区植木町広住及び北区植木町岩野の各一部
  - (5) 城南処理区  
南区城南町舞原、南区城南町沈目及び南区城南町六田の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 中部処理区  
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号  
中部浄化センター
  - (2) 西部処理区  
西区沖新町 4944 番 3 号  
西部浄化センター
  - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 12 番 1 号  
熊本北部浄化センター
  - (4) 植木処理区  
北区鶴羽田町 12 番 1 号

- 熊本北部浄化センター  
(5) 城南処理区  
南区城南町島田438番地  
城南町浄化センター

## 病 院 局

病院局規程第12号

平成25年7月1日

熊本市立熊本市市民病院院内保育所の管理に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

熊本市立熊本市市民病院院内保育所の管理に関する規程の一部を改正する規程

熊本市立熊本市市民病院院内保育所の管理に関する規程（平成21年病院局規程第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「毎月の第1土曜日、第3土曜日及び第5土曜日、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

## 監 査 事 務 局

監委告示第1号

平成25年7月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
荒木 幸介	熊本市中央区新屋敷二丁目23番24号
山下 大介	熊本市中央区水前寺二丁目17番1-303号
清家 美穂	熊本市中央区水前寺二丁目17番1-303号
庄田 浩一	熊本市中央区内坪井町9番50-1号
奥村 栄隆	熊本市中央区出水五丁目8番39号
中川 忠勝	熊本市北区打越町40番84号
矢野 真太郎	熊本市東区湖東三丁目14番30号
井関 真里子	熊本市中央区出水二丁目2番68号-1002号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成25年7月19日から平成26年3月31日まで

## 農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 6 号

平 成 2 5 年 7 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成25年7月8日(月)午後3時
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
  - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)
  - 第2号議案 競売買受適格証明願(耕作目的:会許可分)
  - 第3号議案 事業計画変更
  - 第4号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
  - 第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
  - 第6号議案 土地改良法第3条による資格証明願
  - 第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(4号)
  - 第8号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 その他